

浜松市柔道整復師法の規定に基づく施術所の開設届出済ステッカー交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する施術所の開設届出に係る届出済ステッカーの交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 法第19条第1項の規定により施術所開設の届出をした者は、保健所長に対し、様式第1号により、施術所開設届出済ステッカー（以下「ステッカー」という。）の交付申請を行うことができる。

(交付)

第3条 前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、保健所長は記載事項を審査の上、ステッカー（様式第2号）（ラミネート加工されたものであること）を交付するものとする。

(返納)

第4条 前条の規定によるステッカーの交付を受けた者は、施術所を廃止した場合には、保健所長に速やかにステッカーを返納しなければならない。

(手数料)

第5条 第3条に規定するステッカーの交付については、手数料を徴収しない。ただし、郵送による交付を希望する場合の郵送料は、申請者の負担とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(様式第1号)

施術所開設届出済ステッカー交付申請書

年 月 日

浜松市保健所長 様

| | |
|-----|------|
| 開設者 | 住 所 |
| | 氏 名 |
| | 電話番号 |

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり施術所開設届出済ステッカーの交付を受けたいので、柔道整復師法の規定に基づく施術所の開設届出済ステッカー交付要領第2条の規定により申請します。

| | |
|-------------------|--|
| 施術所の名称 | |
| 開設の場所 | |
| 開設年月日 | |
| 業務に従事する 施術者の氏名 | |
| | |
| | |
| ステッカー 交付の有無 | <input type="checkbox"/> 過去にステッカーの交付を受けたことはない <input type="checkbox"/> 過去にステッカーの交付を受けたことがある(年 月) → 再交付・書換希望理由() (注1) |
| 受け取り方法 | <input type="checkbox"/> 保健総務課窓口で受け取る(連絡先電話番号) <input type="checkbox"/> 郵送(送付先: <input type="checkbox"/> 施術所所在地 <input type="checkbox"/> 開設者住所) (注2) |

(注) 1 書換を希望する場合は、過去に交付されたステッカーを添付すること。

2 窓口での交付を原則とするが、郵送による交付を希望する場合は、送付先(施術所所在地又は開設者住所に限る)を記載した角2封筒(240×332mm、A4サイズが入るもの)に返信用切手を貼付の上、添付すること。

柔道整復師法に基づく 届出施術所

< 施術所名称 >

※この施術所は、柔道整復師法に基づく届出を行った
国家資格者が施術を行う施術所です。

浜松市